

府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業
入札説明書等に対する質問（第2回）への回答

令和7年1月

府 中 市

■要求水準書（管理運営業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	29	第9章	13	(1)	施設運営管理情報の発信	「SPCはウェブサイトを作成し、～情報発信する事」とありますが、当該サイトの独立性にご指定はありますでしょうか。 例：①府中市HPの一部に情報を掲載する。 ②当施設専用のウェブサイト（HP）を単独で作成し情報発信する。など	ウェブサイトの作成については、サーバースペースを事業者で用意し、本事業専用の独立したウェブサイトとしてください。掲載内容等の詳細については市との協議の上で決定するものとします。

■管理運営委託仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
1	11	第24条	1	-	履行遅滞の場合の損害金等	<p>入札説明書等に対する質問（第1回） 管理運営委託仮契約書（案）に対する質問への回答No. 10につきまして、第24条第2項における遅延違約金と第19条に定める委託料の減額については、重畳的に課される場合があり、第19条に定める委託料の減額は業務の履行状況是正を目的とし、第24条第2項における遅延違約金は事業者による履行遅延により市に生じた損害の補填を目的としている、とご回答いただきました。</p> <p>この点、第24条第2項における遅延違約金が貴市に生じた損害の補填を目的としているのであれば、実損を損害賠償請求頂ければ足ると損じます。実損に関係なく遅延違約金を請求されるのであれば、業務履行状況是正を目的としていることと実質的に変わりなく、同じ目的で二重にペナルティを課すものと考えます。上記につきまして、貴市のご見解をご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>遅延違約金の設定理由である「市に生じた損害の補填を目的としている」には、市による損害額の立証を不要とすることも含まれています。</p> <p>損害額の立証については、市の負担するリスクが大きいことから、あらかじめ遅延違約金を設定する構成としています。</p>